

令和5年度厚木市セーフコミュニティ推進委員委嘱式及び
令和5年度第1回厚木市セーフコミュニティ推進委員会会議次第

日時 令和5年7月27日(木)
午前10時から11時まで
場所 本庁舎3階 特別会議室

○ 委嘱状交付

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 委員長及び職務代理の選出について

(2) 厚木市がセーフコミュニティを始めた「きっかけ」とセーフコミュニティ推進委員会について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料1、参考1

(3) セーフコミュニティ活動に係る今後のスケジュールについて・・・・・・・・ 資料2

(4) 視察可能なセーフコミュニティ活動について・・・・・・・・ 資料3、別添1・2・3

4 その他

5 閉 会

厚木市セーフコミュニティ推進委員会委員名簿

(敬称略・五十音順)

No.	役職	氏名	よみがな	選出区分
1	委員	潮田 春男	うしおだ はるお	有識者
2	委員	前場 政行	ぜんば まさゆき	有識者
3	委員	曾我 晶子	そが あきこ	有識者
4	委員	南波 正志	なんば まさし	市民公募
5	委員	渡邊 妙子	わたなべ たえこ	市民公募

※任期：令和5年7月27日～令和7年7月26日

○厚木市セーフコミュニティ推進条例

平成24年10月11日

条例第18号

改正 平成24年12月25日条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、市民の事故、けが等の発生の予防その他の地域社会の課題解決に資するため、セーフコミュニティを推進し、もって誰もが健康で安心して安全に暮らすことのできる良好な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「セーフコミュニティ」とは、次条の基本原則の下に、人の一生にとって最も大切な安全及び健康を不慮の事故等から守るとともに、より住みよい魅力的な地域社会を創るための取組をいう。

(基本原則)

第3条 セーフコミュニティは、事故、けが等の発生は偶然の結果ではなく、その発生は予防できるという理念の下に、市民が連携し、及び協働して地域の実態に即し、推進されなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、事故、けが等の発生の予防に努めるとともに、セーフコミュニティの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、セーフコミュニティを通じてお互いに知恵を出し合い、地域社会における信頼関係及び絆^{きずな}の強化並びに安全の質の向上を図るよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、セーフコミュニティの推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策の効果的な実施のため、市民が参加し、及び協働しやすい体制の整備を図るとともに、市民が行うセーフコミュニティの推進に関する活動に必要な支援を行うものとする。

(基本計画)

第6条 市長は、セーフコミュニティの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、セーフコミュニティの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」とい

う。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) セーフコミュニティの推進に関する基本的な方針
- (2) セーフコミュニティの推進に関する組織の整備
- (3) セーフコミュニティの推進に関する活動の促進及び支援
- (4) セーフコミュニティの推進に関する長期的及び継続的な取組
- (5) セーフコミュニティの推進のために行う事故、けが等の発生原因の科学的検証及びその結果に基づく取組
- (6) セーフコミュニティの推進に関するネットワークの構築
(推進体制)

第7条 市は、セーフコミュニティを推進するための横断的安全推進組織として、厚木市セーフコミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会の構成員、事業その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
- 3 市は、協議会のほか、別に定めるところにより、セーフコミュニティの推進のために必要な組織を設けることができる。

(セーフコミュニティ推進委員会)

第8条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市セーフコミュニティ推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。
- 4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(評価等)

第9条 市長は、委員会の意見を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第10条 市は、セーフコミュニティの推進に資するため、事故、けが等の発生原因の科学的検証の結果及びその結果に基づく取組その他の必要な情報を市民に対し適切に提供するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条及び次項の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(平24条例29・全改)

附 則（平成24年条例第29号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第6条、第8条並びに附則第3項及び第4項の規定は、同年1月1日から施行する。

厚木市セーフコミュニティ推進委員会規則

平成24年10月11日

規則第56号

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市セーフコミュニティ推進条例（平成24年厚木市条例第18号）第8条第4項の規定に基づき、厚木市セーフコミュニティ推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、5人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募による市民

(2) セーフコミュニティに関し、優れた識見を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、厚木市セーフコミュニティ推進条例主管課で処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

厚木市セーフコミュニティ推進委員会の会議等の公開に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、厚木市セーフコミュニティ推進委員会（以下「委員会」という。）の会議及び会議録の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の基準)

第2条 委員会の会議は、厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号。以下「条例」という。）第26条の規定により公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 条例第7条各号に定める非公開情報に該当する事項を審議する場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に支障が生ずると認められる場合

2 前項の規定により非公開とする場合は、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が委員会に諮って決定する。

(公開の方法等)

第3条 委員会の会議の公開の方法等は、次のとおりとする。

(1) 委員会の会議を公開で行う場合は、会議会場（以下「会場」という。）に傍聴席を設けるものとする。

(2) 傍聴人の定員は、5人以内とする。

(3) 傍聴申出人が定員を超えた場合は、抽選で決定するものとする。

2 委員長は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとし、必要と認めるときは、傍聴人に退席を命ずることができる。

(開催日時等の周知)

第4条 委員会の会議は、会議の開催日時、場所、議題、傍聴者の定員等を市政情報コーナーに掲示するとともに、市ホームページに掲載し、周知に努めるものとする。

2 当該会議の開催の周知は、開催日のおおむね2週間前に行うものとする。

(資料の配布及び閲覧)

第5条 会議に提出した資料のうち、会議次第については傍聴者に配布するものとし、その他の資料については委員長があらかじめ認めた場合に限り、会議入場時に貸与し、退出時に返却させるものとする。

(遵守事項)

第6条 傍聴者の遵守事項は、次のとおりとする。

(1) 委員長の許可なく会議の写真若しくはビデオの撮影又は録音をしないこと。

(2) 委員会委員等の発言に対し、拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。

(3) その他委員会の秩序を乱したり、会議の妨げになるような行為をしないこと。

(議事録の公開)

第7条 委員会の議事録の公開は、会議の概要を要点筆記した議事録を作成し、それを市政情報コーナーに備え置くことにより行うとともに、市ホームページに掲載し、周知に努めるものとする。

2 市政情報コーナーに備え置く議事録には、会議資料を添付するものとする。ただし、条例に定める非公開情報に該当すると判断される部分については、所要の措置を講じるものとする。

3 議事録等の公開期間は、公開を始めた日から1年間とする。

(庶務)

第8条 委員会の公開に関する庶務は、セーフコミュニティ推進主管課が行う。

附 則

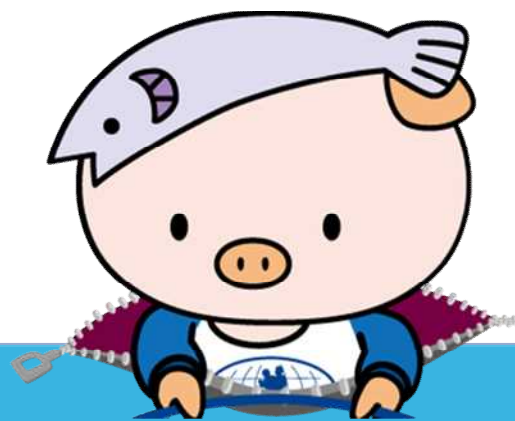
この要綱は、平成25年7月24日から施行する。

厚木市がセーフコミュニティを始めた「きっかけ」と セーフコミュニティ推進委員会について

厚木市 協働安全部
セーフコミュニティくらし安全課

目次

- 1 セーフコミュニティとは
- 2 セーフコミュニティを始めたきっかけ
- 3 厚木市のセーフコミュニティ活動
- 4 セーフコミュニティの成果
- 5 セーフコミュニティ推進委員会とは



1

セーフコミュニティとは

1

セーフコミュニティとは

WHO（世界保健機関）が推奨する国際認証制度

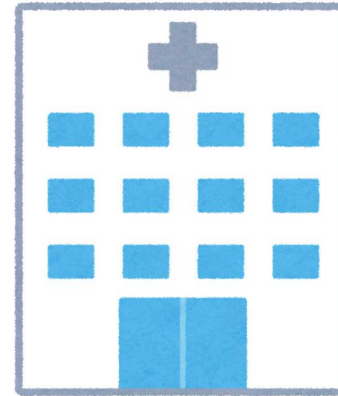
「事故やけがは原因を分析し、
対策を取れば、予防できる」という
考えのもと、市民、行政、関係団体が協働して、
安心して安全に暮らせるまちをつくろうという取組



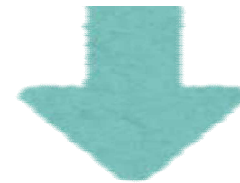
1

セーフコミュニティとは

体調不良



原因の究明



必要な治療



完治



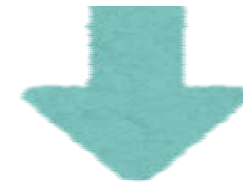
1

セーフコミュニティとは

事故やけがの発生



原因の究明



対策



事故やけがの予防



1

セーフコミュニティとは

けがの
発生

手すり・滑り止め



対策

反射材



家庭内
事故

交通
事故

犯罪

暴力

自殺

自然
災害

1

セーフコミュニティとは

行政



関係団体



市民

1

セーフコミュニティとは

2008年 ▶ 取組開始

2010年 ▶ 初認証

2015年 ▶ 再認証（2度目）

2021年 ▶ 再認証（3度目）

セーフコミュニティの認証制度で
5年ごとに再認証
の審査を受けることが
義務付けられているんだ！





2

セーフコミュニティを 始めたきっかけ

2

セーフコミュニティを 始めたきっかけ

Q 約20年前の厚木市を覚えていますか？

厚木市の代名詞

怖い

危ない

汚い

2

セーフコミュニティを 始めたきっかけ



2

セーフコミュニティを 始めたきっかけ



2008年頃



2

セーフコミュニティを 始めたきっかけ



2003年6月に発行された
「ヨミウリウイークリー」

神奈川県、埼玉県、千葉県の
治安の悪い市町村が紹介された

2

セーフコミュニティを 始めたきっかけ

🌸 危険度ランキング (人口1万人あたり)

刑法犯認知件数総数

神奈川県内 **1**位

強盗、傷害

県内37市町村 **1**位

窃盗

県内37市町村 **2**位

空き巣

県内37市町村 **3**位

殺人

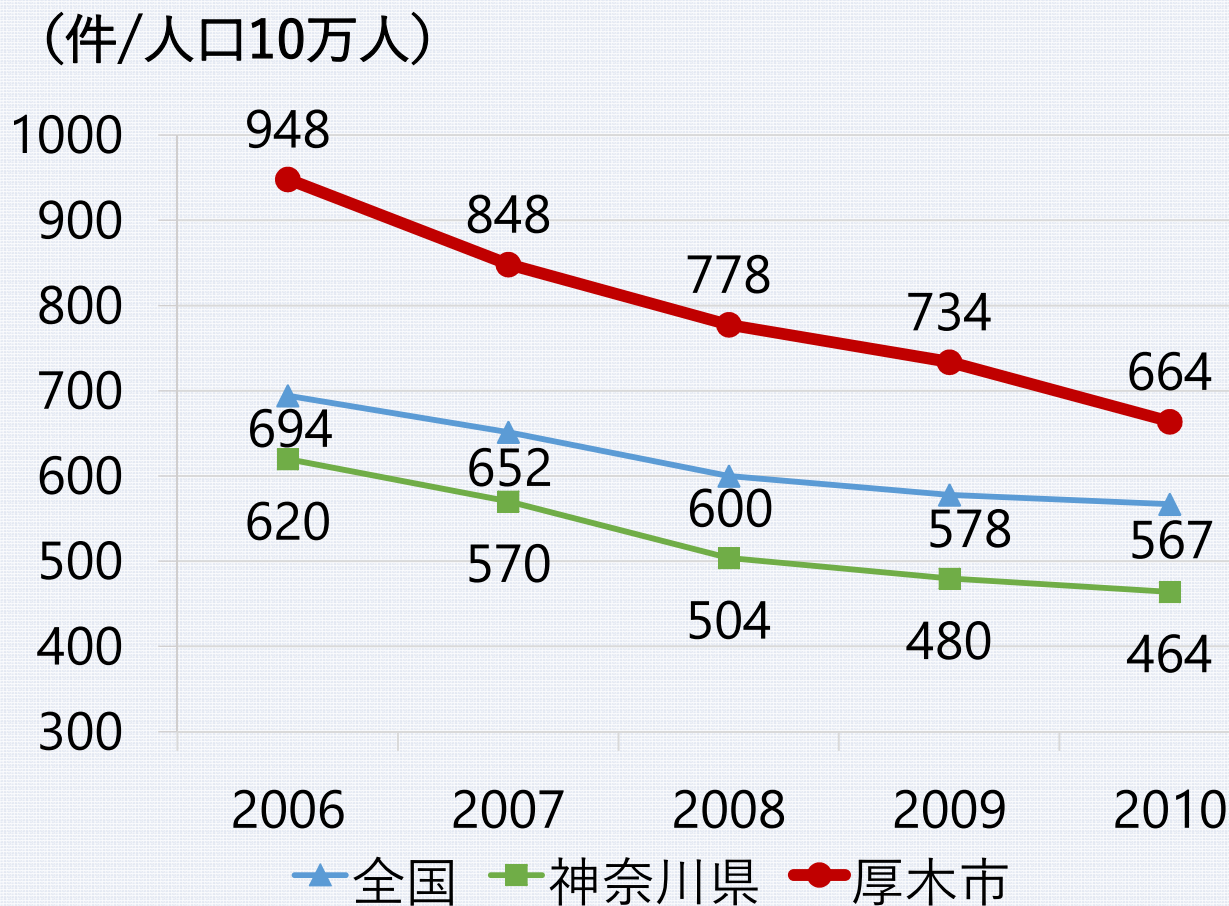
県内37市町村 **13**位



2

セーフコミュニティを始めたきっかけ

🌸 国・県・市別交通事故件数（人口10万人あたり） 出典：警察統計





3

厚木市のセーフコミュニティ活動

3

厚木市のセーフコミュニティ活動

自殺予防



職場（労働）の安全



3

厚木市のセーフコミュニティ活動

子どもの安全



高齢者の安全



3

厚木市のセーフコミュニティ活動

体感治安と公共の場 における安全



防災対策



3

厚木市のセーフコミュニティ活動

交通安全





4

セーフコミュニティの成果

4

セーフコミュニティの成果



成果



4

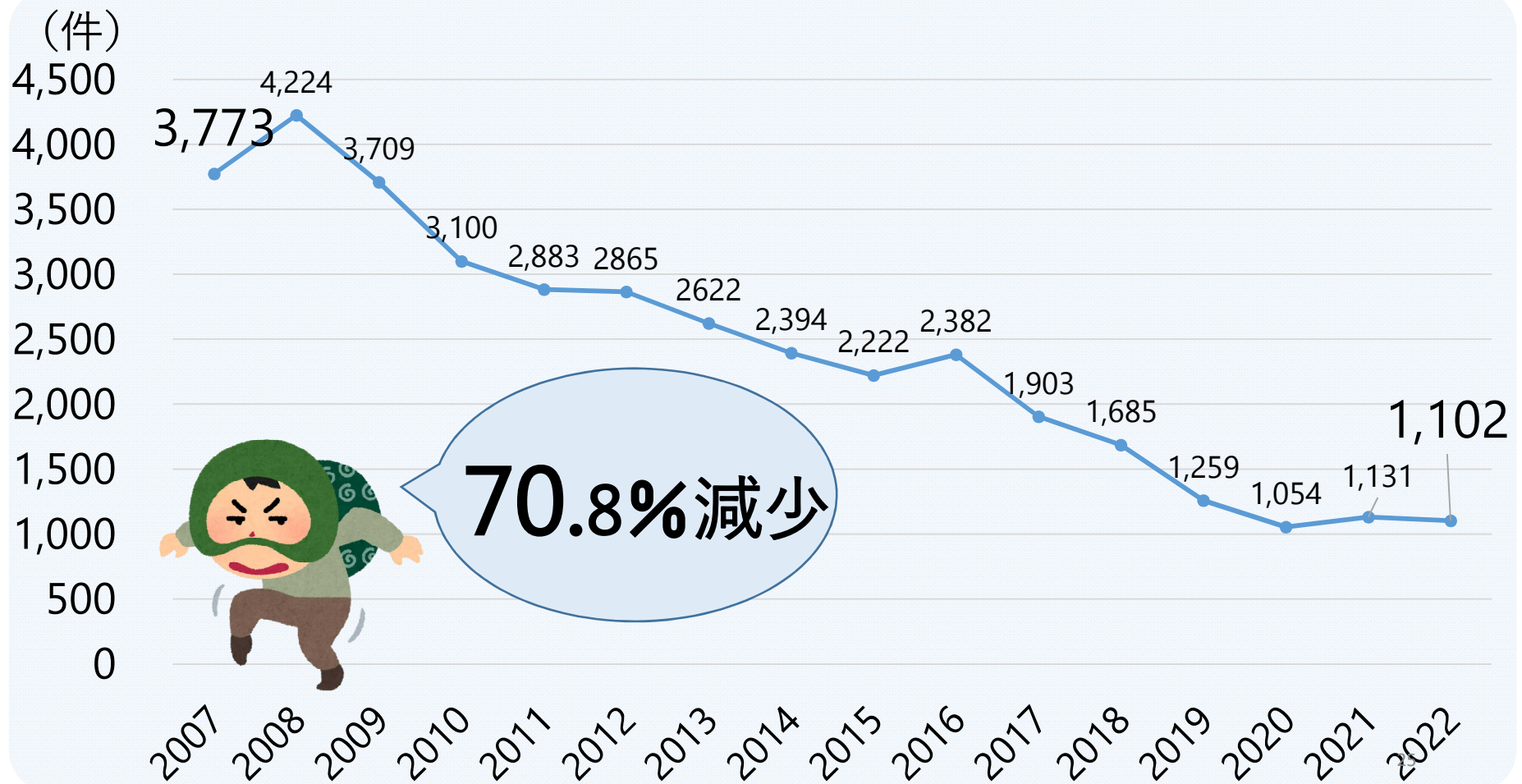
セーフコミュニティの成果



セーフコミュニティの成果

市内刑法犯認知件数

出典：警察統計

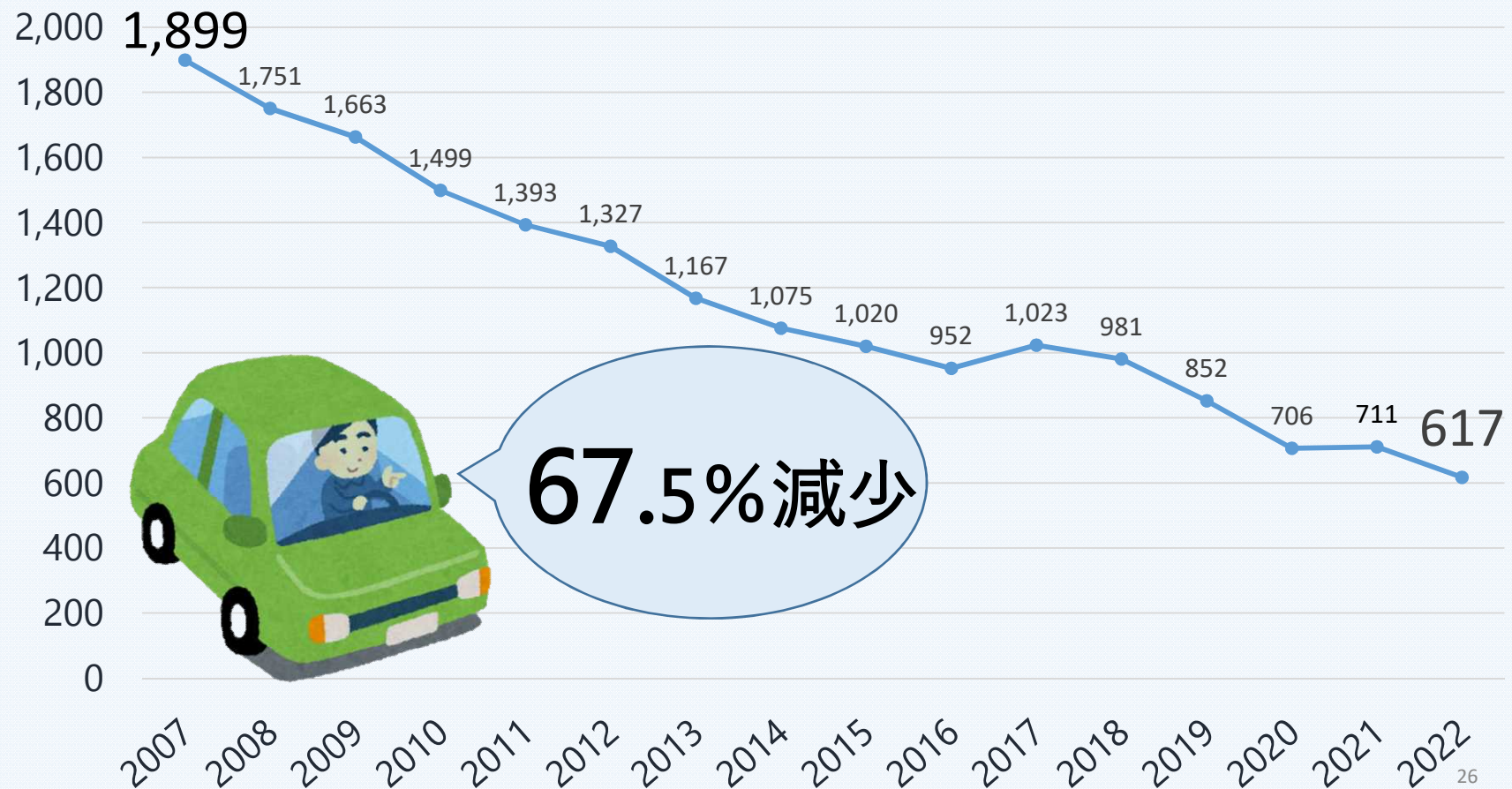


4

セーフコミュニティの成果

市内交通事故件数

出典：警察統計

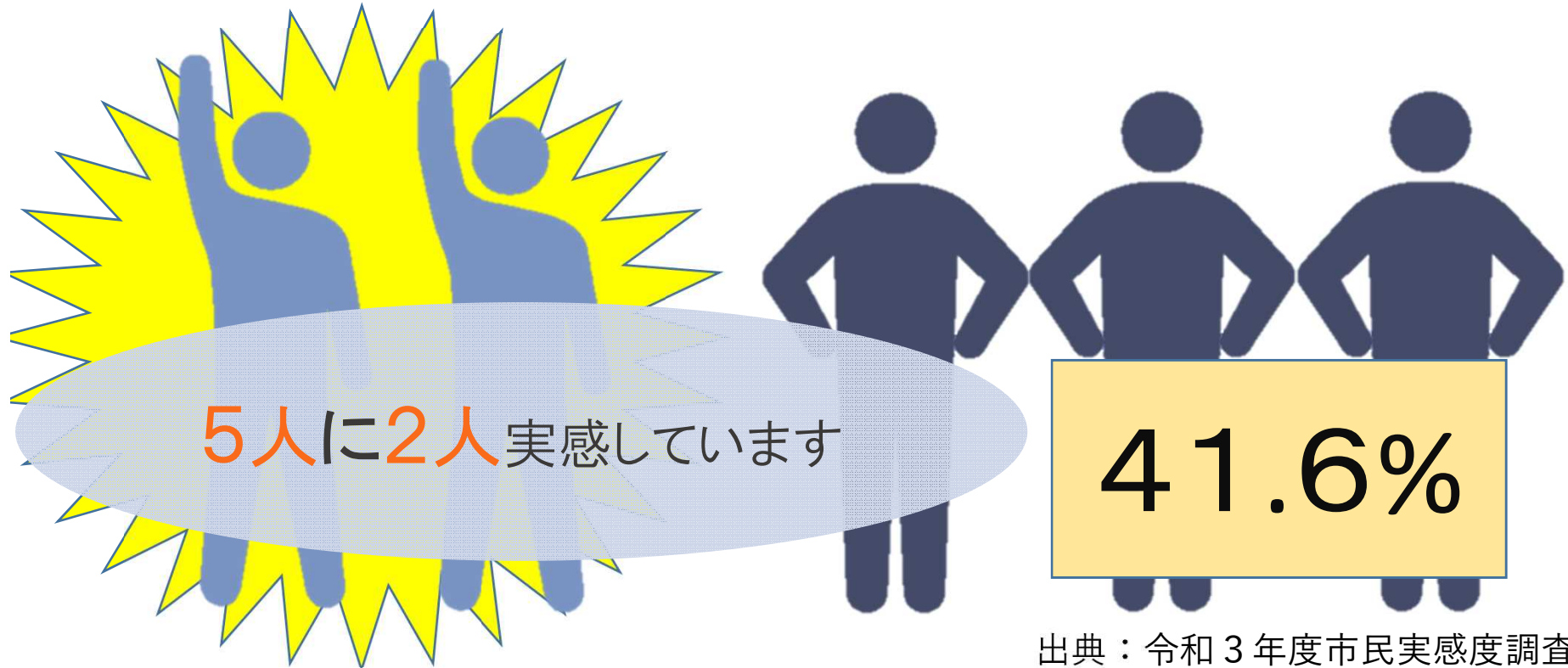


4

セーフコミュニティの成果

🌸 セーフコミュニティによるまちづくりの実感度

? 健康で安心して安全に暮らせるまちづくりに対する市民の皆様の
実感度



出典：令和3年度市民実感度調査²⁷

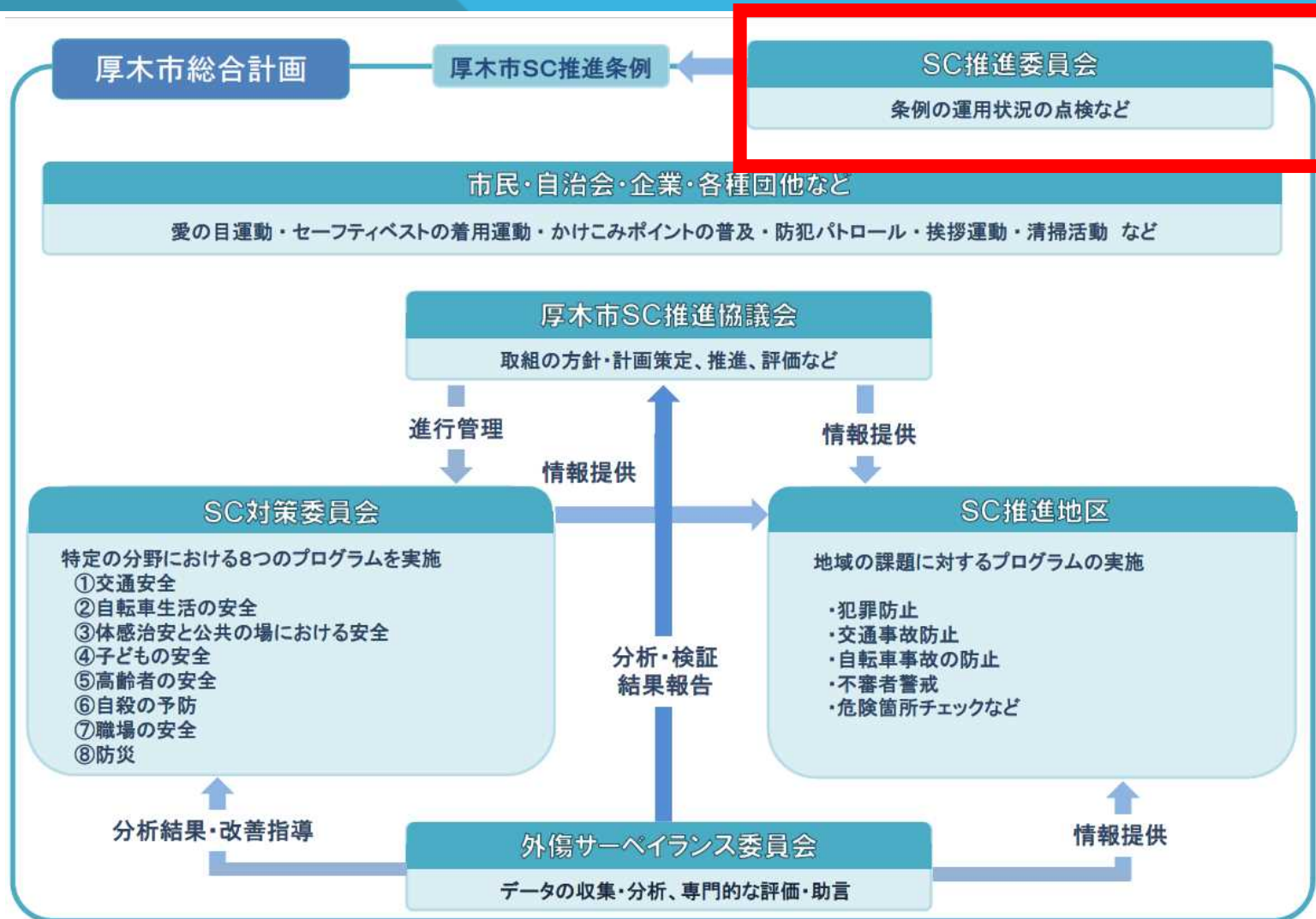


5

セーフコミュニティ 推進委員会とは

5

セーフコミュニティ 推進委員会とは



5

セーフコミュニティ 推進委員会とは

セーフコミュニティ活動のチェック

点検報告書の提出

ご清聴
ありがとうございました。

セーフコミュニティ認証都市あつぎ



2010.11.19 認証
WHO Collaborating Centre on Community Safety Promotion

	2023年									2024年								
	令和5年度																	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
厚木市 SC・ ISS関連				14 SC 推進協議会(第1回)	27 SC 推進委員会(第1回)	安全・健康・コミュニティに関する調査実施			年間レポート提出		SC 推進委員会(第2回)		SC 推進委員会(第3回)					
対策委員等 関係関連 会	4 市内中小企業向け安全衛生研修会	10 子どもの安全対策委員会	18 職場(労働)の安全対策委員会	28 外傷サーベイランス委員会	29 交通安全対策委員会	28 子どもの安全対策委員会	24 高齢者の対策委員会	24 職場(労働)の安全対策委員会	外傷サーベイランス委員会	6 危険体感講習	19 市内中小企業向け安全衛生研修会	16 自殺の予防対策委員会	16 職場(労働)の安全対策委員会	16 外傷サーベイランス委員会	15 職場(労働)の安全対策委員会	15 高齢者の対策委員会	15 外傷サーベイランス委員会	15 自殺の予防対策委員会
他自治体 国際会議				20-21 亀岡市SC現地審査	31 久留米市SC現地審査	1 久留米市SC現地審査	3-4 松原市SC現地審査					15-17 十和田市SC事前指導	9 久留米市SC認証式典	21 亀岡市SC認証式典				

※SC・・・セーフコミュニティ ISS・・・インターナショナルセーフスクール

視察可能なセーフコミュニティ活動について

1 危険予知トレーニング(K Y T)

内容	日常の生活や活動する際にどのように危険が潜んでいるかを事前に 予知することで、子どもたちの危険予知能力を高め、危険を回避する能力を養う。
対象者	乳幼児・小学生、乳幼児の保護者
開催場所	児童館、子育て支援センター「もみじの手」
開催時期	児童館：9月24日（日曜日）予定（※ご希望があれば、事務局で調整いたします）
所要時間	10 分程度



2 ゲートキーパー養成講座

内容	<p>自殺に関する正しい知識を身につけると共に、家族をはじめとする、周囲の人の変化に気づき、相互に助け合いのできる地域づくりを推進することを目的にゲートキーパー養成研修を開催する。</p> <p>講座内容 睡眠講座(40分) + ゲートキーパー養成講座(40分)</p>
対象者	民生委員、市職員など、市民と多く接する機会が多い方
開催場所	保健福祉センター
開催日時	未定（※ご希望があれば、事務局で調整いたします）
所要時間	90分

出前講座 ～ゲートキーパー養成講座～

気づいて！こころのSOS

ゲートキーパーとは？

こころの不調を抱える方や自殺に傾く方のサインに気づき、手をさしのべることができる人のことです。

「悩んでいる人の話を聞くなんて難しい」と思っていませんか？
確かに、簡単ではありません。でも、話の聴き方のちょっとしたコツを知ることで、救える命があるのです。

市内に在住、在勤、在学している概ね10人以上で構成された団体・グループ等を対象としています。

講座の日程や場所をご相談に応じます。
まずは、健康づくり課まで、お問い合わせください！

受講者の声

自殺を考えている人の本当の気持ちや対応方法の具体例が聞けて良かったです。

今日の講座をもっと早く受ければ良かった・・・

助けを求めている人は想像以上に多くいる。

すでに受講済みの方はこちら ↓↓

～ゲートキーパーフォローアップ講座～

つながろう！こころのネットワーク

問合せ
厚木市健康づくり課
(保健福祉センター2階)
☎046-225-2201

裏面もご参照ください♪

3 体験型の労務安全衛生研修

内容	製造業の「挟まれ」「巻き込まれ」事故防止に向けた対策として、体験型の労務安全衛生研修会を開催する。
対象者	製造業従業員
開催場所	日産自動車株式会社テクニカルセンター
開催日時	令和5年10月6日 14時～17時
所要時間	3時間



4 市内中小企業向け安全衛生研修会

内容	広く市内全域の中小企業の新規雇用社員の方等を対象に、企業の受入教育の一環として安全衛生に関する研修会を開催する。
対象者	新規雇用社員等
開催場所	厚木商工会議所
開催日時	令和5年10月19日 10時～12時
所要時間	2時間



5 安全授業

内容	子ども自身が、身の回りの安全・危険を周囲の人と共有しながら学校の課題や強みに気づき、課題解決方法を考え、実行する力を身につけるため開催する。
対象者	市内小学校児童
開催場所	未定
開催日時	未定(※ご希望があれば、事務局で調整いたします)
所要時間	90 分



6 転倒予防のための運動教室

内容	運動器機能を高める体操やレクリエーションなどを行うことにより、転倒による骨折や運動器の機能低下を予防するため開催する。
対象者	高齢者
開催場所	東町スポーツセンター・南毛利スポーツセンター・ぼうさいの丘公園・荻野運動公園
開催日時	9月5日～ 11月28日：荻野運動公園（全12回） 9月6日～ 11月22日：南毛利スポーツセンター（全12回） 9月6日～ 11月29日：東町スポーツセンター（全12回） ※別添1
所要時間	2時間



7 地域安心安全研修会

内容	「事故やケガは予防できる」というセーフコミュニティの理念のもと、安心安全活動を行っている地域を支援するために、関係各課及びセーフコミュニティ総合指導員を派遣し、防犯・防災・自殺予防に関する研修会を開催します。
対象者	自治会等
開催場所	各自治会の指定された場所
開催日時	別添2のとおり(※ご希望があれば、事務局で調整します。)
所要時間	別添3のとおり(※講座内容により異なります。)



介護予防教室のご案内

厚木市では、皆さんがいつまでも健康で元気に生活していただけるよう、『介護予防事業』に取り組んでいます。教室の開催は『広報あつぎ』等で随時お知らせします。

からだいきいき運動教室

転倒・骨折、ケガの予防に、柔軟性の向上や筋力アップを目的としたトレーニングを行います。



定員 各コース 25人 回数 全12回

会場 東町スポーツセンター

A コース	① コース	受付終了 ~ 7月27日	木曜日	10時~12時
	② コース	9月6日 ~ 11月29日	水曜日	14時~16時
	③ コース	12月7日 ~ 3月7日	木曜日	14時~16時

会場 ①②南毛利スポーツセンター
③ぼうさいの丘公園

B コース	① コース	受付終了 ~ 7月25日	火曜日	10時~12時
	② コース	9月6日 ~ 11月22日	水曜日	10時~12時
	③ コース	12月5日 ~ 3月5日	火曜日	10時~12時

会場 荻野運動公園

C コース	① コース	受付終了 ~ 7月26日	水曜日	10時~12時
	② コース	9月5日 ~ 11月28日	火曜日	10時~12時
	③ コース	12月6日 ~ 3月6日	水曜日	10時~12時

プログラムスケジュール

- 初回 ... オリエンテーション、アセスメント等
- 2回目 ... 体力測定(事前)
- 3回目 ~ 10回目 ... 運動プログラム(ストレッチ・軽運動等)
- 11回目 ... 体力測定(事後)
- 12回目 ... まとめ

物忘れ予防・脳いきいき教室

認知症は予防することができると言われています。様々なレクリエーションを通して、楽しく認知症を予防します。

定員 25人 回数 全12回 会場 あつぎ市民交流プラザ

室内編	① コース	受付終了 ~ 7月26日	水曜日	14時~16時
	② コース	9月7日 ~ 11月30日	木曜日	10時~12時
	③ コース	12月5日 ~ 3月5日	火曜日	14時~16時

プログラムスケジュール

- 初回 ... オリエンテーション、物忘れチェック等
- 2回目 ... 認知機能プログラム
- ~10回目 ... (脳トレ、ストレッチ等)
- 11回目 ... 物忘れチェック等
- 12回目 ... まとめ



定員 20人 回数 全10回 会場 あつぎ市民交流プラザ

歩口散 歩ラ ム	① コース	受付終了 ~ 7月21日	金曜日	14時~16時
	② コース	9月27日 ~ 11月29日	水曜日	10時~12時
	③ コース	12月13日 ~ 2月28日	火曜日	10時~12時

プログラムスケジュール

- 初回 ... オリエンテーション、物忘れチェック等
- 2回目 ... 認知機能プログラム(脳トレ、ストレッチ等)
- ~8回目 ... ※内、3回程度散歩
- 9回目 ... 物忘れチェック等
- 10回目 ... まとめ

脳とからだの いきいき運動教室

頭の体操とからだを動かすことを組み合わせ、認知症予防と骨折やケガの予防、体力の維持を目指します。

定員 25人 **回数** 全12回 **会場** 厚木YMCA

① コース	受付終了 ~ 8月3日	木曜日	13時30分~ 15時30分
② コース	9月7日 ~ 11月30日		
③ コース	12月7日 ~ 3月14日		

プログラムスケジュール

- 初回 ... オリエンテーション、物忘れチェック等
 2回目 ... 体力測定(事前)
 3回目 ... 運動・認知機能プログラム(コグニサイズ)、
 ~10回目 ... 物忘れチェック等
 11回目 ... 体力測定(事後)
 12回目 ... まとめ

フレイルチェック

フレイル(=加齢により筋力や心身の活力が低下した状態)のチェックを行います。その兆候を知り、要介護にならないためにどうしたらよいか、対策について学びます。

定員 各10人 **会場** あつぎ市民交流プラザ

5月23日 火	受付終了 10時~12時
6月9日 金曜日	13時30分~15時30分
7月24日 月曜日	10時~12時
9月14日 木曜日	13時30分~15時30分
10月18日 水曜日	10時~12時
11月20日 月曜日	13時30分~15時30分
12月8日 金曜日	10時~12時
1月17日 水曜日	13時30分~15時30分
2月8日 木曜日	10時~12時
3月12日 火曜日	13時30分~15時30分

※参加2回目以上の方のみ(対象の方にはご通知いたします。)



らくらく水中運動教室

体に負担のない水中運動で足腰を鍛えていきます。

定員 20人 **回数** 全12回

会場

① コース	調整中
② コース	
12回目	



Let's コグニサイズ!

頭(考える)と身体(動かす)を同時に使う認知症予防プログラム「コグニサイズ」を体験してみましょう。

定員 各25人 **会場** あつぎ市民交流プラザ

秋 冬	調整中	15時
--------	-----	-----



高齢者のお口の健康講座

歯科医師と管理栄養士がお口の健康や摂食嚥下等について講演を行い、口腔ケアの仕方を学びます。

定員 20人 **会場** あつぎ市民交流プラザ **回数** 全2回

① ②	調整中	15時30分
--------	-----	--------



**注意
事項**

*お申込み多数の場合は抽選になります。

*天候不良、感染症拡大等の状況により日程に変更が生じる場合があります。

お問合せ 厚木市 介護福祉課 高齢者支援係 ☎ 046-225-2388

No.	年	月	日	メニュー	講師	漫才 あり・なし	曜日	区分			依頼者	地区名	予定 確定	タイトル	会場	所在地
								午前	午後	夜間						
5	5	7	20	防災	倉持	×	木			19:00	小鮎地区自治会連絡協議会	小鮎	確定	防災とセーフコミュニティ	小鮎公民館体育室	飯山南1-46-5
11	5	8	30	防犯	倉持	×	水			18:00	荻野地区安心安全なまち会議	荻野	確定	防犯とセーフコミュニティ	荻野公民館集会室	中荻野594-1
2	5	9	1	防犯	倉持	○	金		13:30		千頭中下自治会	小鮎	確定	防犯とセーフコミュニティと 防犯漫才	千頭老人憩の家	飯山592
12	5	9	3	防災	倉持	×	日	10:30			打越自治会	小鮎	確定	防災とセーフコミュニティ	打越公民館	飯山3663
4	5	9	9	防犯	倉持	○	土	10:00			南毛利南地区安心安全なまち会議	南毛利南	確定	防犯とセーフコミュニティと 防犯漫才	愛甲公民館	愛甲西1-17-1
13	5	9	10	防犯	倉持	○	日	10:10			泉町自治会	厚木南	確定	防犯とセーフコミュニティと 防犯漫才	厚木南公民館	旭町2-4-18
16	5	9	10	防災	倉持	×	日		13:30		宿愛甲自治会	南毛利南	確定	防災とセーフコミュニティ	宿愛甲自治会館	愛甲東1-20-18
6	5	9	16	防犯	倉持	○	土	10:00			宮の里東自治会	小鮎	確定	防犯とセーフコミュニティと 防犯漫才	宮の里中央自治会館	宮の里3-3-18
9	5	9	20	防犯	倉持	○	水	10:00			緑ヶ丘1丁目自治会	緑ヶ丘	確定	防犯とセーフコミュニティと 防犯漫才	緑ヶ丘公民館 2階 学習室	緑ヶ丘2-2-1
14	5	9	23	防犯	倉持	○	土		17:30		愛甲原自治会	南毛利南	確定	防犯とセーフコミュニティと 防犯漫才	愛甲原児童館	愛甲西2-15-1
7	5	11	5	防災	倉持	×	日		16:00		中村自治会	睦合南	確定	防災とセーフコミュニティ	中村自治会館	妻田西2-10-27
3	5	11	23	防犯	倉持	○	木	10:15			船子自治会	南毛利南	確定	防犯とセーフコミュニティと 防犯漫才	船子老人憩の家	船子1578-1
8	5	11	26	防犯	倉持	○	日	10:00			林連合自治会 (第1から第4)	睦合西	確定	防犯とセーフコミュニティと 防犯漫才	林自治会館	林3-6-43
1	6	1	31	防犯	倉持	○	水		14:00		中三田第一自治会	睦合北	確定	防犯とセーフコミュニティと 防犯漫才	睦合北公民館 1階 大会議室	三田2735-1
10	6	2	16	防災	倉持	×	金			19:00	下依知自治会	依知南	確定	防災とセーフコミュニティ	依知南公民館	下依知3-1-7

別添3

防犯とセーフコミュニティ 60分

【内容】
地域で起きている犯罪や犯罪のしにくい地域づくりについて学ぶことができます。



- まちの安全とセーフコミュニティ
- あなたの安全とセーフコミュニティ
- あなたの街は大丈夫ですか？
- 子どもたちを狙った犯罪の現状と対策など



90分 防犯とセーフコミュニティ + 防犯漫才

10地区限定先着順

【内容】
講座と漫才を通じて、楽しく・分かりやすく防犯対策を学ぶことができます。



【漫才内容】
特殊詐欺 「空き巣」 など

気づいて！こころのSOS

60分

平日限定開講

【内容】
悩んでいる人のサインに気づき、声をかけ、話を聞くことで、救える命があります。気づきのポイントや話の聞き方を知り、身近な人の心のSOSに寄り添える人を目指しましょう。

- ストレスに対応するためにできることについて
- ゲートキーパーの役割について
- 悩みを抱えている人が示すサインについて
- 声かけのポイントについて



令和5年度 セーフコミュニティ地域安心安全 研修会



NEW!!

住宅防火とセーフコミュニティ

45分

平日限定開講

【内容】
私たちの生活の中には、常に火災発生の危険があります。火災を起こさない、また、起きても被害を最小限にとどめるために住宅防火について学びましょう。

- 消火器の使い方(実技)
- 住宅防火について

など



NEW!!

予防救急とセーフコミュニティ

45分

平日限定開講

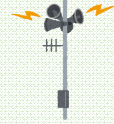
【内容】
ケガをしそうになって「ヒヤッとした」ことはありませんか？厚木市では、一般負傷（ケガ）で救急搬送される件数が増えております。日常のちょっとした心がけで、ケガを未然に防ぐポイントをつかみ、予防につなげましょう。

転倒編、転落編、ぶつかる編等、9項目について実際の救急搬送事例や予防対策を学びましょう。



防災とセーフコミュニティ

60分



【内容】

災害はいつ起きるかわからないもの。
身の安全を守れるよう、日頃から対策をしておきたいものです。
いざという時のための行動や備えについて学ぶことができます。



○まちの安全とセーフコミュニティ
過去の事例から学ぶ！（風水害編）
など



昨年度参加者の声

パトロールが、
犯罪などに効果
があることがわ
かりました。

防犯漫才や講演会
の説明会の説明が
わかりやすかった。

変化に気づくのは
普段からの
コミュニケーション
が大切。

楽しく有意義
な話が聞けま
した。

当たり前な事を
何度も聞くこと
が大事です。

今後は周囲の行
動に気を付けて
行動したい。



厚木市協働安全部 セーフコミュニティくらし安全課

(厚木市役所 第2庁舎3階)

〒223-8511

厚木市中町3-17-17



225-2865

FAX 221-0260